

虐待防止のための指針

1 基本方針

八女筑後訪問看護ステーション（以下、「事業所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、以下のように本指針を定める

児童（児童福祉法では 18 歳未満の者をいう）については児童福祉法の趣旨を踏まえるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号、以下「児童虐待防止法」という。）に規定する、児童虐待の防止等のための措置を確実に実施する

高齢者については老人福祉法及び介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施する

2 虐待の定義

(1) 児童

児童虐待法においては、「児童虐待」を殴る、蹴るなどの身体的暴行や性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義している

① 身体的虐待（第 1 号）

児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

② 性的虐待（第 2 号）

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

③ ネグレクト（第 3 号）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

④ 心理的虐待（第 4 号）

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(2) 高齢者

① 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れがある暴行を加えること

- ・暴力的行為

- ・本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に

扱う行為

・「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束・抑制

- ② 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること

・必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

・高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視したりする行為

・必要な用具の使用を限定し、高齢者要望や行動を制限させる行為

・高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置

・その他職務上の義務を著しく怠ること

- ③ 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

・威嚇的な発言・態度

・侮辱的な発言・態度

・高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言・態度

・高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

・心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

・その他

- ④ 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

・本人への性的な行為の強要または性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為

- ⑤ 経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上利益を得ること

・本人の合意なしに又は判断能力の減退に乘じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

3 虐待防止のための具体的処置

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における児童虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する

(2) 虐待防止委員会の設置

- ① 事業所は虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待防止に

関する措置を適切に実施するための担当者」(以下「担当者」という。)となる。担当者は管理者が任命する

- ② 委員会開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合は、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある
- ③ 委員会は定期的(年1回以上)かつ必要に応じて担当者が招集する
- ④ 委員会は次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める
 - ・虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
 - ・虐待等について、職員が相談、報告できる体勢整備に関する事
 - ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関する事
 - ・虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事(同法人居宅事業所における事例も含む)
 - ・再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関する事

(3) 職員研修の実施

- ① 職員に対する虐待防止のための研修内容は虐待の防止に関する基礎的内容の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待防止のための指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする
- ② 具体的には、次のプログラムにより実施する
 - ・高齢者虐待防止法、児童虐待防止法の基本的な考え方の理解
 - ・高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ・早期発見、事実確認と報告等の手順
 - ・発生した場合の改善策
- ③ 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する
- ④ 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、保管する

(4) その他の取り組み

- ① 提供する居宅サービスの点検と、虐待に繋がりがねない不適切なケアの発見・改善
- ② 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ③ 本指針等の定期的な見直しと周知
- ④ 事例報告

虐待が発生した場合は提出された虐待報告書(別紙1)の内容を適宜事務所内スタッフに情報共有する。同法人内居宅支援事業所において発生した事例に関しても、虐待防止の観点から知識を普及・啓発する目的に妥当な事例の場合は個人情報十分に管理した内容で情報提供してもらい、虐待に対する知識・対応方法の学びにつなげる。

4 職員の責務

職員は家庭内における虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに虐待報告書（別紙1）を作成する。虐待対応マニュアル（別紙2）に沿って、虐待防止委員会に報告し、管理者は速やかに市町村へ報告しなければならない。

(1) 高齢者の場合

<八女市>

八女市地域包括支援センター ([TEL:0943-23-1203](tel:0943-23-1203))

立花地域包括支援センター ([TEL:0943-24-8922](tel:0943-24-8922))

黒木地域包括支援センター ([TEL:0943-42-1119](tel:0943-42-1119))

上陽地域包括支援センター ([TEL:0943-24-8315](tel:0943-24-8315))

矢部地域包括支援センター ([TEL:0943-24-9011](tel:0943-24-9011))

星野地域包括支援センター ([TEL:0943-24-8212](tel:0943-24-8212))

<筑後市>

筑後市地域包括支援センター「いきいき」 ([TEL:0942-53-4162](tel:0942-53-4162))

<広川町>

広川町役場 健康福祉課 高齢者・健康係 ([TEL:0943-32-1113](tel:0943-32-1113))

広川町地域包括支援センター ([TEL:0943-32-1952](tel:0943-32-1952))

<久留米市>

久留米西地域包括支援センター（三潴） ([TEL:0942-51-6100](tel:0942-51-6100))

久留米西第2地域包括支援センター（大善寺） ([TEL:0942-27-8569](tel:0942-27-8569))

久留米南地域包括支援センター（上津） ([TEL:0942-51-2332](tel:0942-51-2332))

<大木町>

大木町地域包括支援センター ([TEL:0944-33-0657](tel:0944-33-0657))

(2) 児童の場合

児童相談所全国共通ダイヤル ([TEL:189](tel:189))

久留米児童相談所 ([TEL:0942-32-4458](tel:0942-32-4458))

<八女市>

八女市役所市民福祉部子育て支援課・家庭児童相談室 ([TEL:0943-23-1448](tel:0943-23-1448))

八女市子育て世代包括支援センター ([TEL:0943-24-8282](tel:0943-24-8282))

<筑後市>

筑後市家庭児童相談室 ([TEL:0942-65-7018](tel:0942-65-7018))

<広川町>

広川町役場福祉課子育て支援係 ([TEL:0943-32-1113](tel:0943-32-1113))

<久留米市>

久留米市子ども未来部家庭子ども相談課 ([TEL:0942-30-9208](tel:0942-30-9208))

＜大木町＞

大木町健康福祉課 福祉グループ ([TEL:0944-32-1060](tel:0944-32-1060))

(3) 障害者の場合

別紙 3 を参照にする

5 指針の閲覧

「虐待防止のための指針」は求めに応じて事務所内で閲覧できるようにする。また、当事業所ホームページでも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする

附則

本指針は令和 6 年 4 月 1 日から施行する